

交通安全施設の維持管理要領の制定について（例規通達）

交通安全施設の維持管理については、これまで「交通安全施設の維持管理要領の制定について」（平成13年3月12日付け富交規第325号）に基づき、適正な維持管理を図ってきたところであるが、この度、「交通安全施設の維持管理要領」を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から施行することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

別添

交通安全施設の維持管理要領

第1 趣旨

この要領は、交通安全施設の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

1 交通安全施設

信号機、交通管制センター、道路標識及び道路標示をいう。

2 信号機

道路交通法第2条第1項第14号に規定する信号機及びこれに附帯する設備をいう。

3 交通管制センター

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第2条第3項第1号ロに規定する施設及び同施設に接続する端末装置（以下「交通情報収集提供装置」という。）

4 道路標識

道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及びこれに附帯する設備をいう。

5 道路標示

道路交通法第2条第1項第16号に規定する道路標示をいう。

第3 総括管理責任者

1 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に、交通安全施設の総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置く。

2 総括管理責任者には交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。

3 総括管理責任者は、県内の交通安全施設を総括的に管理する。

第4 管理責任者

1 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に、交通安全施設の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者には、交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長をもって充てる。

3 管理責任者は、管轄区域内に設置された交通安全施設を一次的に管理する。この場合において、高速隊長にあつては担当道路を、警察署長にあつては当該警察署の管轄区域（高速隊長の担当する道路を除く）に設置されたものを担当するものとする。

第5 取扱責任者

- 1 交通規制課、高速隊及び警察署に交通安全施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。
- 2 前項の取扱責任者には、交通規制課においては交通安全施設事務を担当する課長補佐、高速隊においては副隊長又は隊長補佐、警察署においては交通課長又は地域交通課長をもって充てるものとする。
- 3 取扱責任者は、交通安全施設の管理について総括管理責任者及び管理責任者を補佐するものとする。

第6 点検

- 1 総括管理責任者及び管理責任者は、管理に係る交通安全施設について、異状の有無を確認するため、点検を実施しなければならない。
- 2 前項に規定する点検の種別は、常時点検、定期点検及び特別点検とする。
- 3 常時点検は、高速隊及び警察署に勤務する警察職員の日常の警察活動の機会を捉えて行なうものとし、異状を発見した場合は管理責任者に報告するものとする。
- 4 定期点検は、総括管理責任者が定期的かつ計画的に行なうものとする。また、高速隊長を除く管理責任者は、道路標識及び道路標示について年に一回以上、期間及び対象地域等を定めて行なうものとする。
- 5 特別点検は、総括管理責任者及び管理責任者が風水害等の自然災害の発生が予想される場合又はその発生直後、その他特に必要があると認めた場合に行うものとする。

第7 補修等

総括管理責任者及び高速隊長を除く管理責任者は、次に掲げる区分により交通安全施設の補修等に当たるものとする。

- 1 総括管理責任者
 - (1) 交通実態に適合した信号機の現示、設定等の運用改善
 - (2) 信号機、情報収集提供装置、警察署での補修が困難な道路標識及び摩耗した道路標示の補修
- 2 管理責任者
損傷、傾斜、その他適正を欠いた道路標識の補修

第8 関係機関との連絡

総括管理責任者及び管理責任者は、交通安全施設の維持管理に当たっては、道路管理者その他関係機関と緊密な連絡をとり、交通安全施設の機能を十分に発揮させるように努めなければならない。

第9 交通信号機管理カード

- 1 総括管理責任者は、交通信号機管理カードを作成し、施設の現状、補修、改善の状況等を記録しておかなければならない。
- 2 高速隊長を除く管理責任者は、総括管理責任者から送付される交通信号機管理カードの写しを整理保管しておかなければならない。

第10 標識等の管理

総括管理責任者及び高速隊長を除く管理責任者は、道路標識及び道路標示について帳票を作成し、公安委員会告示等と整合するように管理しなければならない。

第11 標識の実態把握等

- 1 警察署の警察職員は、管轄区域に設置されている道路標識の実態を把握し、その設置状態に異状を認めるときは、その場において直ちに補修できないものについて別記様式1の道路標識損傷報告書により管理責任者に報告しなければならない。
- 2 高速隊長を除く管理責任者は、前項の規定により報告されたもののうち、警察署での補修が困難であると認められるものについては、速やかに総括管理責任者に送付しなければならない。

第12 交通安全施設の障害、損傷、損壊等報告

- 1 管理責任者は、交通事故等による交通安全施設の障害・損傷・損壊等の事案を認知したときは、速やかに事案の状況等を別記様式2の交通安全施設の障害・損傷・損壊等報告書により総括管理責任者に報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、交通安全施設が第三者に対し損害等を与えた事案を認知したときは、直ちに事案の状況等を別記様式2の交通安全施設の障害・損傷・損壊等報告書により総括管理責任者に報告しなければならない。

※ 別記様式：省略